

一般競争見積公告(製造請負工事)

次のとおり一般競争見積に付します。

平成29年4月3日

(事業実施主体)
秋田ふるさと農業協同組合
代表理事組合長 小田嶋 契 ㊞

1. 競争見積に付する事項

- 事業主体：秋田ふるさと農業協同組合
- 補助事業名：平成28年度産地パワーアップ事業(補正)
- 工事名：JA秋田ふるさとジュース加工施設建設工事(製造請負工事)
- 工事場所：秋田県横手市平鹿町醍醐字日照田180
- 工事概要：りんご、トマト、ぶどうのジュース加工設備の設置
- 工期：着工：平成29年7月上旬
完成：平成29年11月上旬
引渡し：平成29年11月上旬
- 工事請負契約締結：
本事業は、施工管理を含め、施主代行業務を施主代行者(以下代行者)に委託して行なう。
よって、代行者所定の契約書により、代行者と契約する。
なお、落札した請負者が暴力団等の関係者であることが判明した場合は、契約できない。
- 見積事項：製造請負工事請負金額

2. 競争参加資格

- 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 経常利益が直近3カ年間連続赤字ではない者であること。
- 機械器具設置業の建設業許可を受けていること。
- 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
- ジュース等の農産物処理加工設備の元請施工実績があること。(新設)
- 緊急の不具合時にすみやかに対応できるアフターメンテナンス体制を有していること。
- 次の基準を満たす配置技術者を配置できること。
工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして必ず主任技術者を配置すること(建設業法第26条第1項)。
また発注者から直接工事を請け負い、3,000万円以上を下請契約する場合は主任技術者にかえて監理技術者を配置すること(法26条第2項)。

3. 競争見積手続等

- 担当窓口(施行管理)
施工管理担当窓口については決定次第、見積参加希望者に連絡する。
- 競争見積説明書の交付期間、場所及び方法
ア. 期間：平成29年4月3日(月)～平成29年4月17日(月)
土日を除く10時～16時
イ. 場所：秋田県横手市駅前町6番22号
秋田ふるさと農業協同組合総務部総務課
ウ. 電話：0182-35-2643
- 競争参加資格申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、場所及び方法
ア. 期限：平成29年4月17日(月)17時まで
イ. 場所：秋田ふるさと農業協同組合 総務部総務課
秋田県横手市駅前町6番22号
ウ. 方法：上記場所に持参のこと。
- 競争見積の日時及び場所並びに入札書の提出方法
ア. 日時：平成29年5月18日(木)14時(予定)
イ. 場所：秋田ふるさと農業協同組合 会議室
ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

4. 競争見積の無効

- 本公告に示した競争参加資格のない者の行なった見積
- 申請書または資料に虚偽の記載をした者の行った見積
- 競争見積に関する条件に違反した見積

5. 落札者の決定方法

予定価額の制限の範囲内で最低の価額をもって有効な見積を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の見積価額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる時は、予定価額の制限の範囲内の価格をもって見積した他の者のうち最低の価格をもって見積した者を落札者とする場合がある。

6. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、当事業主体に対し苦情申立てを行うことが出来る。

7. その他

詳細は現場説明会時に説明する。

以上